

歴史的風土保存計画について

【歴史的風土保存計画の決定について】(法第5条関係)

(1) 歴史的風土保存計画の決定

国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画を決定しなければならない。

(2) 歴史的風土保存計画で定める事項

歴史的風土保存計画に定めることとされている事項は次のとおりである。

行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

歴史的風土特別保存地区の指定基準に関する事項

行為の制限に伴う土地の買入れに関する事項

(3) 歴史的風土保存計画決定に係る手続き等

関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見

関係行政機関の長に対する協議

歴史的風土保存計画を決定したときは、速やかに官報で公示

【その他】

府県は、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（歴史的風土の保存上、歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成する地域）を定めることができる。（第6条第1項）

国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。（第13条）

国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。（第14条第2項）

大津市歴史的風土保存計画（案）について

大津市歴史的風土保存計画（案）

7世紀中頃、天智天皇が近江大津宮に遷都し、我が国の政治の中心地として歴史の表舞台に登場した大津は、以後、奈良時代から平安時代にかけて近江国府の所在地として、あるいは平安仏教・鎌倉新仏教草創期の文化の中心地として、さらには、鎌倉・室町・戦国・江戸の各時代における軍事上の重要拠点あるいは交通の要衝として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、西方に連なる山並みと東方に広がる琵琶湖と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している。

大津市においては、まさに豊かな自然環境や優れた歴史文化的環境を活かした景観まちづくりに取り組んでいるところであり、歴史的風土を保存することにより、市民の誇りとなり、内外の人々が集い行き交う風格あるまちを目指した、古都大津にふさわしい景観の創造をはじめとする総合的なまちづくりの展開に資する。

1. 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 比叡山・坂本地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境及び坂本地区の歴史的建造物群の保存にある。

そこで、歴史的建造物が密集する坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮しつつ、建築物その他の工作物について制限の強化に重点を置くものとする。

また、比叡山の山容を保存するため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(2) 近江大津京跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡、穴太廃寺跡の遺跡等と一体となる比叡山より長等山に至る山丘の自然的環境の保存にある。

そこで、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、穴太廃寺跡の史跡指定地においては、調査研究を推進するとともに、公有化及び環境整備を推進し、歴史的環境の復元に努めるとともに、周辺の住宅地における歴史的環境を生かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くとともに、遺跡の背景となる山丘において土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

また、崇福寺跡周辺地域については、遺跡の環境整備を図るとともに、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 園城寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水からの展望域の歴史的景観の保存にある。

そこで、琵琶湖疏水からの展望域について、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、長等山の山容の維持のため、土地形質の変更及び木竹の伐採を規制に重点を置くものとする。

(4) 音羽山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、茶臼山古墳、膳所城跡の遺跡等と一体となり、大津京と石山寺を繋ぐ音羽山の自然景観の保存にある。

そこで、琵琶湖岸、瀬田川流域及び市街地からの展望域における音羽山及び茶臼山の自然景観の維持のため、土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

(5) 石山寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山及び瀬田川流域の自然的環境の保存にある。

そこで、瀬田川河畔の地域においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮しつつ、建築物その他の工作物について制限の強化に重点を置くものとする。

また、瀬田川対岸からの伽藍山の山容の維持のため、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

2 . 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (1) 防火施設
- (2) 土砂崩壊防止施設
- (3) 景観保全のための植栽
- (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- (5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

3 . 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第 15 条の規定により定めるものとする。

- (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- (3) 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域内の地域であること。

4 . 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 11 条の規定による買い入れに関する事項

法第 11 条の規定による土地の買い入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第 8 条第 1 項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

京都市保存計画

奈良市保存計画

鎌倉市、逗子市保存計画

大津市保存計画（案）

区分	京都市歴史的風土保存計画	奈良市歴史的風土保存計画	鎌倉市逗子市歴史的風土保存計画	大津市歴史的風土保存計画（案）
前書き	<p>八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。</p> <p>首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p>	<p>八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。</p>	<p>12世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えている。</p> <p>これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。</p>	<p>大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺(後の延暦寺)、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。</p> <p>これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。</p>
1 行為規制・維持保存事項	<p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等及びこれらと一体となる自然的環境の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 醍醐地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、醍醐寺を中心とし、これと一体となる自然的環境、特に下醍醐より上醍醐に至る道路からの展望域の森林美についての保存にあり、このため、老齢樹の伐採制限とその撫育を図るとともに、下醍醐周辺においては、建築物その他の工作物の新築等についての規制に重点を置くものとする。</p> <p>(2) 桃山地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、伏見城跡、桓武天皇陵等の遺跡等と一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(3) 東山地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造</p>	<p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案の上、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 春日山地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとする。</p> <p>(2) 平城宮跡地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、平城宮跡らびに大型古墳群と一体となる自然的環境の保存にあり、平城宮跡および北部丘陵周辺においては特に建築物その他の工作物の規制、土地形質の変更および木竹伐採の規制にあわせて水上池等水辺景観の保存に重点をおくものとする。</p>	<p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性の応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 朝比奈地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(2) 八幡宮地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮(段葛を含む。)を中心とし寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(3) 大町材木座地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の</p>	<p>歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。</p> <p>地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。</p> <p>(1) 比叡山・坂本地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、延暦寺、日吉大社、西教寺等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境並びに坂本地区の庭園や生垣を中心とした緑豊かな歴史的街並みの保存にある。</p> <p>このため、坂本地区においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、伝統的建造物群の保存等の施策と協調しつつ、木竹の伐採や建築物その他の工作物の新築等についての規制に重点を置くものとする。</p> <p>また、比叡山の山容を保存するため、木竹の伐採等の規制と森林の育成に重点を置くものとする。</p> <p>(2) 近江大津京跡地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡、崇福寺跡等の史跡と一体となる、比叡山より長等山に至る山丘の自然的環境の保存にある。</p>

京都市保存計画

奈良市保存計画

鎌倉市、逗子市保存計画

大津市保存計画（案）

<p>物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(4) 山科地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、本圀寺、毘沙門堂、天智天皇陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等について規制を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(5) 上高野地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、崇道神社、蓮華寺、三宅八幡神社等の歴史的建造物等と一体となる自然的環境及び高野川流域の景観の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制を図るとともに、高野川流域については土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(6) 大原地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、寂光院、三千院、勝林院及び来迎院を中心とし、これらと一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、背景となる山丘の土地形質の変更、木竹の伐採等について規制を図るとともに、歴史的建造物の周辺地域は特に観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(7) 鞍馬地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、鞍馬寺、貴船神社等と一体となる深山の自然景観と、加茂川の水源地としての山峡における渓谷美の保存にあり、樹木の伐採の制限及び森林の撫育に併せて流域景観の維持に重点を置くものとする。</p> <p>(8) 岩倉地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、実相院、石座神社、冷泉天王皇后陵等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる自然的環境の保存にあり、歴史的建造物等の周辺地域については、建築物その他の工作物の新築等の規制を図るとともに、背景となる山丘については、土地形質の変更、</p>	<p>(3) 西の京地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、薬師寺、唐招提寺等と一体となる自然的環境の保存にあり、両寺の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域については、建築物その他の工作物の規制に重点をおくものとする。</p>	<p>歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(4) 長谷極楽寺地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体となる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(5) 山ノ内地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。</p>	<p>このため、近江大津宮錦織遺跡、南滋賀町廃寺跡の史跡指定地周辺においては、文化財調査や環境整備による歴史的環境の再生のための施策と協調しつつ、歴史的環境を生かしたまちづくりを誘導、推進するため、建築物その他の工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に重点を置くとともに、遺跡の背景となる山丘において土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>また、崇福寺跡周辺地域については、遺跡周辺の環境整備を図るとともに、遺跡周辺の樹林地における土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(3) 園城寺地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、三井寺、円満院、長等神社等の歴史的建造物と一体となる長等山の自然的環境及び琵琶湖疏水等からの展望域の歴史的景観の保存にある。</p> <p>このため、琵琶湖疏水等からの展望域について、市街地の景観の維持向上のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等及び木竹の伐採について規制の重点を置くとともに、背景となる長等山の山容を維持保全するため、土地形質の変更及び木竹の伐採を規制等に重点を置くものとする。</p> <p>(4) 音羽山地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、近江大津京跡、園城寺から石山寺にかけて連続し市街地の背景となる音羽山の緑の山並みと、茶臼山古墳、膳所城跡の遺跡等と一体となる自然景観の保存にある。</p> <p>このため、琵琶湖岸、瀬田川河畔及び市街地からの展望域における音羽山及び茶臼山の自然景観の維持のため、土地形質の変更や木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(5) 石山寺地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、石山寺と一体となる伽藍山及びこれらと一体となった瀬田川河畔の自然的環境の保存にある。</p> <p>このため、瀬田川河畔においては、歴史的観光拠点としての機能を高めることに配慮し、歴史的な景観の維持改善のための施策と協調しつつ、建築物その他の工作物の新築等の規制に重点を置くものとす</p>
---	---	--	--

<p>木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(9) 上賀茂松ヶ崎地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、賀茂別雷神社(上賀茂神社)等の歴史的建造物と一体となる自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(10) 西賀茂地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、正伝寺、円成寺、源光庵、常照寺等の歴史的建造物と一体となる船山等の自然的環境の保存にあり、背景となる丘陵における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(11) 御室・衣笠地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、鹿苑寺、龍安寺、仁和寺等と一体となる西山、左大文字山及び双ヶ岡の自然的環境の保存にあり、特に、歴史的建造物、遺跡等の周辺地域については、建築物その他工作物の新築等、市街化による歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為を規制するとともに、優美な山容の維持のため土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(12) 高雄・愛宕地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、神護寺、高山寺、愛宕神社等の歴史的建造物と一体となる幽寂な自然的環境及び清滝川の渓谷美の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域については、特に観光施設の規模及び配置についての規制の強化、樹林地については、土地形質の変更の規制及び樹相の維持に重点を置くものとする。</p> <p>(13) 嵯峨嵐山地区 本地区の歴史的風土保存の主体は、大覚寺、天龍寺、西芳寺、松尾神社等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる名勝嵐山、小倉山、曼荼羅山等の自然的環境、保津川の清流及び嵯峨野における田園景観の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域及び嵯峨野については、建築物その他の工作物の規制、渡月橋周辺については、観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。また、保津川の渓谷美と一体となる嵐山及び小倉山の森林美並びに嵯峨野の背景となる山丘については、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。</p> <p>(14) 桂地区</p>			<p>る。</p> <p>また、背景となる伽藍山の山容の維持保全のため、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制等に重点を置くものとする。</p>
---	--	--	--

京都市保存計画

奈良市保存計画

鎌倉市、逗子市保存計画

大津市保存計画（案）

	本地区の歴史的風土保存の主体は、桂離宮と一体となる桂川流域の自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制による流域景観の維持に重点を置くものとする。			
2 保存施設整備	保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。 (1) 防火施設 (2) 土砂崩壊防止施設 (3) 景観保全のための植栽 (4) 溪谷、河川の護岸施設 (5) 獣害防止施設 (6) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路 (7) 立入防止さく、標識等の管理施設 (8) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設	保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。 (1) 防火施設 (2) 土砂崩壊防止施設 (3) 景観保全のための植栽 (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路 (5) 立入防止さく、標識等の管理施設 (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設	保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。 (1) 防火施設 (2) 土砂崩壊防止施設 (3) 景観保全のための植栽 (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路 (5) 立入防止さく、標識等の管理施設 (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設	保存施設の整備にあたっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。 (1) 防火施設 (2) 土砂崩壊防止施設 (3) 景観保全のための植栽 (4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路 (5) 立入防止さく、標識等の管理施設 (6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設
3 特別保存地区指定基準	特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第 15 条の規定により定めるものとする。 (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。 (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。 (3) 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域内の地域であること。	特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第 15 条の規定により定めるものとする。 (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。 (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。 (3) 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域内の地域であること。	特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第 15 条の規定により定めるものとする。 (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。 (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。 (3) 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域内の地域であること。	特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第 15 条の規定により定めるものとする。 (1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。 (2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。 (3) 都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域内の地域であること。
4 買入れに関する事項	法第 11 条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第 8 条第 1 項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を市において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。	法第 11 条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第 8 条第 1 項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。	法第 11 条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第 8 条第 1 項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。	法第 11 条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第 8 条第 1 項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。